

2019年11月1日

一般財団法人 日本国土開発未来研究財団

2019年度 奨学生募集要項

本財団は、「もっと豊かな社会づくり」に貢献する学術研究及び人材育成事業を助成し、もって我が国の豊かな社会づくりを目的として、2019年度奨学生を下記の通り、募集致します。

### 1. 応募資格

以下の各要件を全て満たしている方

(1) 下記学校に2020年4月に入学する新1年生

- ・日本国内の高等学校(通信制及び夜間制を除く)
- ・高等専門学校(通信制及び夜間制を除く)
- ・日本国内の4年制大学(通信制及び夜間制を除く)

(2) 日本国籍を有している

(3) 2020年4月1日現在、高等学校及び高等専門学校にあっては16歳以下、大学にあっては年齢が20歳以下である

(4) 経済的な支援を必要としている

※全ての貸与型奨学金、公的機関からの給付型奨学金並びに各学校の授業料減免制度との併用は可(他の民間企業・団体や各校で独自に行う給付型奨学金との併用は不可)

### 2. 募集人員、給付額、給付期間

在学する学校	給付額(月額)	募集人員	給付期間
高等学校	20,000円	全体で15名程度	2020年4月から在学する学校の正規の最短就学年限
高等専門学校	25,000円		
大学(4年制)	30,000円		

### 3. 応募方法

本奨学金の申請は、本財団のホームページから各申請書類に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、お申込み下さい。書類は郵送のみ受け付けます。インターネットでの申込は受け付けておりません。

申請人となれるのは、上記応募資格を有する学生の保護者(20歳以上)となります。

本奨学金は返還義務のない給付型奨学金となります。但し、虚偽の申告や各種義務違反や学業成績、生活状況に著しい変化があり、それが悪質と認められる場合は、本奨学金の返還を求める場合もあります。

### 4. 申請書類の郵送先及び問い合わせ先

(郵送先)

〒107-8466 東京都港区赤坂4丁目9番9号

一般財団法人 日本国土開発未来研究財団 事務局宛 電話 03-6316-3798

(問い合わせ)

○学生及び保護者の方々へ

学生、保護者からの本財団への直接のお問い合わせは受け付けておりません。各学校の学生課等を通じて、お問い合わせ下さい。

書類到着に関する問い合わせには対応致しかねます。

書類到着確認は、レターパックや書留郵便等の追跡サービスをご利用下さい。

## 5. 申請書類

提出書類名	備考／注意
1 奨学金給付申請書(1/2)	申請人(保護者)が給付希望者(奨学生)と内容確認の上、作成して下さい。
2 奨学金給付申請書(2/2)	申請人(保護者)が給付希望者(奨学生)と内容確認の上、両者自署押印、学校長の推薦書も兼ねていますので、学校長(学部長)の押印も必要となります。
3 誓約書	自署でないものは認められません。
4 在学証明書(原本)	2020年4月以降に在籍する学校で取得して下さい。
5 前年度成績証明書(原本)	中学又は高校卒業時の成績証明書 高等学校卒業程度認定試験合格者は合格成績証明書
6 前年度所得・課税証明書(原本)	2019年(令和元年)中の所得が記載された住民税課税証明書が必要となります。給付希望者と生計を一にする就学者を除く家族全員分が必要となります。書類の名称が各市区町村で異なる場合があります。
7 資格取得証明書	奨学金給付申請書(1/2)の「免許・資格」欄に記載のある、英検、TOEIC、TOEFL等の各資格を確認できる証明書(コピー)を提出願います。
8 住民票の写し(原本)	各市区町村で取得して下さい。給付希望者と生計を一にする家族全員分が必要となります。

※書類を提出する前に必ず、お読み下さい。

- ・募集人数は全体で15名程度となります。応募状況や書類審査の結果、不採用となる場合があります。予めご了承下さい。
- ・提出書類の不足や記入漏れがある場合、書類不備として受付できません。
- ・申込対象となるのは、締切日(毎年5月15日)までに本財団に到着した申請書類のみです。これ以降に到着した書類は受付せず、未開封のまま返却致します。
- ・黒のボールペンで記入して下さい。鉛筆、消せるボールペン等は使用しないで下さい。
- ・給付申請にあたっては、必ず「提出書類チェックシート」に従って、必要書類及び要件が全て整っているか、ご確認下さい。

## 6. 申請期間

2020年4月1日(水)～2020年5月15日(金)【必着】

受付は、土日、祝日を除く平日の午前8時30分～午後5時まで

## 7. 奨学生の決定(予定)

時期	内容
6月下旬	本財団理事会にて奨学生選抜審査
7月上旬	各奨学金希望者(申請人)へ審査結果通知

## 8. 奨学金の給付手続き

奨学生への選出が決定しましたら、各申請人(保護者)宛、奨学金給付決定通知書を郵送致しますので、同封の奨学金給付決定通知受領書に所定の事項をご記入の上、本受領書を本財団宛、ご郵送下さい。本受領書記載の口座に、本奨学金を年4回に分けて、その都度、3ヶ月分をまとめて給付(振込)致します(下記納付時期が銀行休業日の場合は、翌日に支給します)。

対象月	給付時期
4～6月分	7月25日
7～9月分	10月25日
10～12月分	1月25日
1～3月分	4月25日

## 9. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- (1)毎年、本財団が定める生活状況報告書、直近の学業成績表及び在学証明書(年次記載あり)を4月末までに提出しなければならない。
- (2)次の各号の一つに該当する場合は、本財団へ直ちに届け出なければならない。
  - ①進級できなかったとき
  - ②休学又は復学したとき
  - ③停学その他の処分を受けたとき
  - ④退学したとき
  - ⑤本人の氏名、住所、振込口座情報等、奨学金給付の継続にあたって必要となる事項に変更があったとき

## 10. 奨学金の資格喪失

次の各号の一つに該当した場合は、本財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- ① 進級できなかったとき
- ② 休学したとき(傷病による場合を除く)
- ③ 停学となったとき
- ④ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき

- ⑤ 学籍を失ったとき
- ⑥ 奨学生より給付辞退の申し出があったとき
- ⑦ 刑罰法令に違反して起訴されたとき
- ⑧ 反社会勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ⑨ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

## 11. その他

- ・本財団の奨学金給付は、高校、高専、大学卒業後の進路等に一切の制約を課すものではありません。
- ・採用決定後、所在等連絡先の変更、休学等の異動があった場合は、速やかに本財団へ届けてください。
- ・申請者は本財団ホームページに掲載しております、給付型奨学金規程を必ず、ご確認下さい。

以上